**朝陽小危機管理マニュアル　巻末別紙　【令和３年度】**

**第１章　２．危機発生時の対応**

**(４)動員体制**

1. **台風、地震、津波等が起きたとき等の勤務時間外での職員の対応**

**職員の動員体制**

Ａ号レベルのとき

　　　 池住(校長)、熊谷(教頭)、中川、野口、奥野、土佐

Ｂ号レベルのとき（Ａ号に加え）

藤岡、南、大橋、萩野、古川、岡、妹背

Ｃ号レベルのとき（Ｂ号に加え）

残りの職員全員

**第２章　１．学校生活に係る事象**

**(４)不審者侵入時の具体的手立て**

**役割分担**

1. 防犯班（男性教職員中心）
	* 笛が聞こえたら、必ず防犯用具を携帯し、現場に急行する。
	* 各フロアーの防犯班【１Ｆ：藤岡、中川２Ｆ：田中、３Ｆ：永井・南】
2. 連絡班
	* 笛が聞こえたら、現場に急行し状況を把握する。
	* 現場の状況や犯人の特徴など、詳しい状況を本部に連絡する。
	* 犯人の身柄を確保した時点で本部(職員室)に連絡を入れる。
	* 状況を本部へ連絡【各担任】
3. 誘導班（女性教職員中心）
	* 運動場に避難又は、集合する際は、出席番号順の隊形に並ぶことを基本とする。
	* 側面ドアを閉め、出入り口を守る。
4. 救護班
	* 笛が聞こえたら、救護用品及び記録・連絡のための備品を携帯し、状況を見守り、避難場所に向かう。
	* 被害者が、避難場所までに行くことができない場合には、インターホンから**本部に連絡**をいれる。
	* その後、犯人に見つかりにくい場所に身を隠し、手当てをする。
	* 救急の場合は、１１９番【救護班→本部】
	* 被害者の記録（名前・傷の状況、搬送先の病院など）をする。
	* 救急の場合は、被害者の該当学年の教員が付き添う。
5. 本部
	* 笛が聞こえたら、職員室に集合し、各班からの情報を収集する。
	* 進入場所を出来るだけ早く放送で知らせる。
	* 状況を直ちに警察へ連絡し、出動を要請する。
	* 司令【校長】、副司令【教頭】、防犯班【土佐・中村】、救護隊【奥野】

**第３章　自然災害等に係る事象について**

**4．災害時(台風、地震等)及び火災時の校内組織体制**

**(３)火災・地震時における自衛消防組織編成**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 係 | 職員 | 火災時の任務 | 地震時の任務 |
| 指揮(校長･教頭) | 池住・熊谷 | ・自衛消防隊の指揮 | ・左記に同じ |
| 通報連絡 | 池住・熊谷 | ・消防機関への通報及びその確認・校内の報知及び避難状況等の把握 | ・出火防止の呼びかけ・通報収集体制の確立 |
| 避難誘導(学級担任･音楽･少人数･支援) | 学級担任藤原み.福居.榎並.萩野.川田(丸山).(新納) | ・児童の安全な避難誘導・児童の点呼・避難確認・管理・消防隊到着時の児童の事故防止 | ・左記に同じ・火気使用具の始末 |
| 防護安全救助 | 3F:古谷.大橋2F:野口.田中.濱﨑1F:福原.森本　 | ・使用中の電気・ガス・危険物等の　安全措置　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・残留者の確認・救出・防火戸の閉鎖等　 | ・左記に同じ・非常口等の確保 |
| 初期消火 | 中村.安部.浅野森田.森田(中川) | ・火災の初期消火 | ・左記に同じ |
| 応急救護 | 奥野、藤岡 | ・負傷者の応急処置 | ・応急処置及び担架による搬送 |
| 搬出 | 土佐 | ・非常持ち出し品の搬送及び管理 | ・左記に同じ |

※専科の授業の時、担任はできるだけ職員室にいるようにする。

(緊急時、初期消火や応援救護に行ってもらいます。)

**第3章　自然災害等に係る事象についてのマニュアル**

●**【**岸和田市に**「暴風警報」「特別警報」**が発令された場合**】**

**①午前7時現在、**発令されている場合**⇒ 臨時休業**

**②午前7時から始業時間まで(登校園中)**に発令された場合　**⇒ 臨時休業**

**・まだ在宅の場合は登校園させないで下さい。**

**・登校している場合は、児童園児の安全第一を考え、学校園のマニュアルに基づき対応します。**

**③始業時間後**　**⇒　学校園のマニュアルに基づき対応します。**

●**【「暴風・特別警報」以外の警報(大雨、洪水、波浪、高潮)**が発令されている場合**】**

 **・**原則として、**平常通り授業(保育)**を行います。

**台風に関係なく「暴風警報」が発令**された場合は**臨時休業**となり、

**「大雨警報」のみ発令**された場合は、**臨時休業になりません。**（平成30年より基準変更）

**●【岸和田市に震度5以上の地震が起きた場合】**

**①登校園前（前日の下校後～午前7時まで）　⇒　臨時休業**

**②午前7時から始業時間まで（登下校中）**に発生した場合**⇒　臨時休業**

・まだ在宅の場合は、登校園させないでください。

・登校園している場合は、安全確保を第一に考え、学校園のマニュアルに基づき対応します。

※登下校園中の対応については、ご家庭でも児童と話し合っておいください。

**③始業時間後　⇒　授業(保育)中止**学校園のマニュアルに基づき対応します。

**④休日　⇒　その翌日（授業・保育日）は、原則、臨時休業**

**●【岸和田市に震度4以下の地震が起きた場合】**

原則として、**平常通り授業（保育）**を行います。

※尚、余震の状況、学校園施設や通学路の状況等、安全確保上問題が生じる恐れのある

場合は、臨時休業、授業(保育)を遅らせる措置を行います。(保護者へ連絡します。)

 ※ご家庭でも安全を第一に考え、危険な場合は登校園を見合わせてください

**●【岸和田市に大津波警報・津波警報が発令された場合】**

**①登校園前（前日の下校後～午前7時まで）　⇒　臨時休業**

・登校園させず、速やかに避難してください。

　　　※警報が解除される時間帯によっては、授業(保育)を行う場合があります。(保護者へ連絡します。)

**②午前7時から始業時間まで（登下校中）**に発生した場合**⇒　臨時休業**

**③始業時間後　⇒　　授業(保育)中止**

・安全確保をし、学校園のマニュアルに基づき対応します。

・まだ在宅の場合は、登校園させないでください。

・登校園している場合は、安全確保を第一に考え、学校園のマニュアルに基づき対応します。

※登下校園中の対応については、ご家庭でも児童と話し合っておいください。

**学校園のマニュアル(暴風・特別警報発令時、震度5弱以上の地震がおこった時**

1. 安全な場所へ避難、誘導し、安否確認をします。
2. その後、臨時休業の措置をとり、安全確認後、集団下校をします。尚、被害の状況により集団下校しない方がいいと思われる時は、保護者のお迎えを依頼します。保護者のお迎えが来るまでは学校に待機させ、保護者確認の上、引き渡しをします。

　※(**津波に関する警報が発令された場合**)

1. 安全な場所へ避難、誘導し、安否確認をします。
2. その後、臨時休業の措置を取り、安全確認後、光陽公園(グランド)へ避難します。
3. 保護者又は代理の方のお迎えが来るまで、光陽公園(グランド)で待機させ、引き渡しカードで確認したうえで引き渡しをします。

**給食の取り扱いについて**

・始業時刻までに「特別警報」「暴風警報」が発令されている(発令された)場合、学校が臨時休業とな

るため、給食は中止となります。

・始業時刻以降に「特別警報」「暴風警報」が発令された場合であっても、給食を中止する場合があり

ます。

●【**校区及び隣接する校区において不審者の潜伏、出没、徘徊している可能性**

**が非常に高いと警察等関係機関より通報があり、児童を早急に下校させたほう**

**がいいと判断した場合】**

・授業をカットし、全校一斉に下校を行います。

　・警察等関係機関に連絡し、安全確保をお願いします。

　・緊急メールを通じて、何時に一斉下校を行うか連絡します。

　・緊急時には通信が混乱し、メールが届かない場合も考えられます。緊急時の対応について、ご家

族で十分話し合っておいてください。

　　・学童保育(チビッコ)の児童は学童保育に行きます。(後ほど、チビッコより連絡します。)

**●【大阪府にＪアラートによるミサイル発射情報が発信された場合】**

**１．登校前までに発信された場合**

○**自宅待機**とします。

○ただし、「大阪府域内に落下」の情報が発信された場合は、**臨時休業**とします。

○「直ちに避難。ミサイルが落下する可能性があります」「日本上空を通過した」等の情報が発信

され、「ミサイルは日本の領海外の海域に落下した模様」等の情報が発信され、安全が確認された段階で、**自宅待機を解除**しますので、登校させて下さい。

**２．在校時に発信された場合**

○授業や活動を中断します。

○屋外にいる場合は、速やかに校舎内に避難させるとともに、校舎内では机の下に隠れるなど身を

低くし、窓から離れる等、安全が確保された旨の情報提供があるまで、安全確保に努めます。

○完全に安全が確認されてから、授業や活動を再開します。

○「大阪府域内に落下」の情報が発信された場合は、安全確保を優先し、**学校園のマニュアル**に基

づき対応します。

**学校園のマニュアル**

1.安全な場所へ避難・誘導し、安否確認をします。

2.その後、臨時休業の措置をとり、安全確認後、集団下校をします。

3.被害の状況により集団下校しない方がいいと思われる時は、保護者のお迎えを依頼します。

保護者が迎えに来るまでは学校で待機させ、保護者確認の上、引き渡しをします。

**３．登下校中に発信された場合**

○学校か家、近い方に向かうように指導します。

○選択できないような場合は、「できる限り速やかに近くの頑丈な建物に避難する」、「適当な建物が近くにない場合は、物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこないような場所に身を隠すか、地面に伏せ頭部を守る」等の指導をします。

○登下校中の安全確認について、ご家庭でも情報収集の方法や対応等について、話し合っていただきますようお願いします。